

芸術家等との協働による醍醐地域の魅力向上及び情報発信業務（令和８年度）
受託候補者選定実施要領

制定 令和８年７月２４日

（趣旨）

第１条 この実施要領は、芸術家等との協働による醍醐地域の魅力向上及び情報発信業務（令和８年度）の委託について、まち再生・創造推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

（委託費用の上限）

第２条 要綱第３条に規定する委託費用の上限は、４，７００，０００円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

（受託希望者の参加資格）

第３条 要綱第４条第３項に規定する受託希望者の条件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者
- (2) 次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者
 - ア 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと
 - イ 引き続き１年以上、当該営業を営んでいること
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
 - エ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと
 - オ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
 - カ 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと

（受託希望者の募集）

第４条 要綱第４条第８項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第４条第４項に定める提案書の提出は、令和８年８月２５日（火）１７時までに、次に掲げる事項を記載した提案書に、業務実績に係る契約書の写し及び仕様書等の業務内容がわかる資料その他これらに類する資料並びに受託見積金額に係る見積書その他必要な書類を添えて提出するものとする。

- ア 業務実績
- イ 実施体制
- ウ 業務提案
- エ 見積金額

- (2) 要綱第4条第5項に定める質問は、令和8年8月7日（金）17時までに行わなければならないものとする。
- (3) 要綱第4条第6項に定めるホームページでの公開は、令和8年8月17日（月）17時までに行うものとする。

（受託候補者選定委員会）

第5条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局まち再生・創造推進室都市の未来創造担当部長
- (2) 都市計画局まち再生・創造推進室再生・創造企画課長
- (3) 都市計画局まち再生・創造推進室都市の未来創造第二課長

（受託候補者の選定等）

第6条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第4条第1号に掲げる事項を評価する。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価し、算出した評価点（第1号の規定による評価の得点の合計をいう。以下同じ。）の平均点をもって充てる。
- (3) 受託候補者選定委員会は、評価点が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、評価点が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあっては、応募条件を緩和する余地がなく、更なる周知活動を行った場合においても他の者からの応募の可能性があるとは判断できない場合は、本業務を適切に履行する能力を有するか総合的に判断したうえで、当該受託希望者を受託候補者として選定する。
- (5) 受託候補者として選定しようとする者の評価点が60点に満たない場合は、受託候補者選定委員会において当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、前2号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しない。
- (6) 受託候補者選定委員会は、前号に規定する場合のほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においては、第3号及び第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。
- (7) 前2号の規定により受託候補者を選定しないこととなる場合には、次に評価点の

高い者を受託候補者として選定するものとする。この場合においては、第3号ただし書及び第5号からこの号までの規定を準用する。

(選定結果の通知等)

第7条 受託候補者を選定した場合は、速やかに、その結果、参加した事業者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由がわかる情報を、全ての受託希望者に対し書面で通知するとともに、公表するものとする。

(業務委託契約の締結)

第8条 受託候補者と協議のうえ、当該業務の委託契約を締結するものとし、受託候補者との協議が成立しない場合は、受託候補者の選定結果における順位に基づき、次点の者と順次協議を行い、協議が成立した者と契約を締結するものとする。ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められない場合は、この限りではない。

(失格事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合
- (2) 受託候補者の選定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、芸術家等との協働による醍醐地域の魅力向上及び情報発信業務（令和8年度）に関して適用する。

(別表)

評価項目		評価事項	評価基準	配点	評価	評価点
業務実績	提案事業者の業務実績	事業者が類似業務の実績を有しているか（過去10年）	1件あたり2点（4件以上の場合は8点）	8		
	配置技術者の業務実績	管理技術者、担当技術者が類似業務の実績を有しているか（過去5年）	1件あたり2点（4件以上の場合は8点） ※2人以上配置の場合は合計件数	8		
実施体制	人員配置	業務の遂行に十分な人員が確保されているか	A:3人以上 (4) B:2人 (2) C:1人以下 (0) ※管理技術者及び担当技術者の合計人数	4		
	安定的な体制の確保	委託期間内において、管理技術者及び担当技術者が他に従事している又は従事する予定の業務があるか	A:0件～2件（1人当たり） (4) B:3件～4件（1人当たり） (3) C:5件～6件（1人当たり） (2) D:7件以上（1人当たり） (0) ※平均件数（小数点以下四捨五入）	4		
	本店等の所在地	京都市域内に本店又は支店を有しているか	本店又は支店の所在地が京都市内 (3) 本店及び支店の所在地が京都市外 (0)	3		
業務提案	①芸術活動に関する提案	例示している芸術活動や考え方は適切か	A:非常に優れている (20) B:優れている (15) C:普通 (10) D:やや劣っている (5) E:劣っている (0)	20		
	②ワークショップに関する提案	例示している企画内容や考え方は適切か	A:非常に優れている (20) B:優れている (15) C:普通 (10) D:やや劣っている (5) E:劣っている (0)	20		
	③情報発信に関する提案	情報発信の方法や時期、考え方は適切か	A:非常に優れている (20) B:優れている (15) C:普通 (10) D:やや劣っている (5) E:劣っている (0)	20		
	④業務全体のスケジュール	業務の遂行に問題ないスケジュールとなっているか	A:非常に優れている (5) B:優れている (4) C:普通 (3) D:やや劣っている (2) E:劣っている (0)	5		
	資料作成能力	理解しやすい資料となっているか	A:非常に優れている (5) B:優れている (4) C:普通 (3) D:やや劣っている (2) E:劣っている (0)	5		
見積金額		見積金額に応じて配点を行う	A:4,418千円未満 (94%未満) (3) B:4,418千円以上4,512千円未満 (94%以上96%未満) (2) C:4,512千円以上4,606千円未満 (96%以上98%未満) (1) D:4,606千円以上 (98%以上) (0)	3		
合 計				100		